

# 労働法の基礎講座

## 第39回



# 【労働災害】脳・心臓疾患の労災認定基準

脳・心臓疾患について、一定の要件を満たす場合は、業務上の疾病として労災保険の支給対象となります。

## 基本的な考え方

- ・ 脳・心臓疾患（※1）は、加齢や生活習慣、生活環境など日常生活の諸要因や遺伝等の個人に内在する要因により、血管病変等が形成され、これが徐々に進行・増悪して、あるとき突然に発症するものです（＝自然経過による発症）。
- ・ しかし、業務が特に過重であった場合は、上記の自然経過を超えて著しく血管病変等を増悪させ、脳・心臓疾患を発症させることがあります。
- ・ このような場合には、業務が相対的に有力な発症原因となったものとして、労災保険の支給対象となります。

## 認定要件

- ・ 以下のいずれかの業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、業務上の疾病として取り扱われます。

認定要件1 長期間の過重業務	発症前の長期間（発症前おおむね6か月間）にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと	→次ページで解説します。
認定要件2 短期間の過重業務	発症に近接した時期（発症前おおむね1週間）において、特に過重な業務に就労したこと（※2）	→例えば、発症前1週間連続して深夜に及ぶ時間外労働を行っていた場合などが該当します。
認定要件3 異常な出来事	発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にしうる異常な出来事に遭遇したこと（※2）	→例えば、業務に関連した重大事故に直接関与するなど強度の精神的負荷を受けた場合や、急激で著しい身体的負荷を強いられた場合、暑熱・寒冷など急激で著しい作業環境の変化にさらされた場合などが該当します。

※1,※2 対象疾病や認定要件2・3の詳細は、[こちらのパンフレット](#)をご参照ください。

# ■ 長期間の過重業務

## 過重負荷の評価の考え方

- ・ 脳・心臓疾患を発症する前おおむね6か月の期間における業務量、業務内容、作業環境等を考慮して、同種労働者にとっても特に過重な身体的、精神的負荷があったと認められるかどうかを客観的・総合的に判断します。
- ・ 具体的には、以下のように【労働時間】と【労働時間以外の負荷要因】を総合的に考慮します。

## 労働時間

- ・ 労働時間が長いほど業務の過重性が増し、疲労の蓄積をもたらすという観点から、以下を踏まえて判断します。

- ① 発症前1か月間ないし6か月間（※1）にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働（※2）が認められない場合は、**業務と発症との関連性が弱い**と評価できる
- ② おおむね**45時間を超えて**時間外労働時間が長くなるほど、**業務と発症との関連性が徐々に強まる**と評価できる
- ③ 発症前**1か月間におおむね100時間**又は発症前**2か月間ないし6か月間**（※3）にわたって、**1か月当たりおおむね80時間**を超える時間外労働が認められる場合は、**業務と発症との関連性が強い**と評価できる。

※1 発症前1か月間、2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のすべての期間をいいます。

※2 1週間当たり40時間を超えて労働した時間をいいます。

※3 発症前2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの期間をいいます。

## 労働時間以外の負荷要因

- ・ 時間外労働時間数は上記③の水準に至らないものの、**これに近い場合は**、他の負荷要因の状況を十分に考慮し、**労働時間以外の一定の負荷**が認められるときには、**業務と発症との関連性が強い**と評価します。
- ・ 具体的には、労働時間以外の負荷要因として、①勤務時間の不規則性、②事業場外における移動を伴う業務、③心理的負荷を伴う業務、④身体的負荷を伴う業務、⑤作業環境を考慮します。